

平成18年8月25日(金)

【事務局】 それでは、時間になりましたので、これから第10回持続可能な国土管理専門委員会を開催させていただきたいと思えます。

根本委員と速水委員がまだ到着になっておられませんけれども、ご出席の予定でございます。

麻生委員と遠藤委員と星野委員と三好委員が本日はご欠席であります。

本日は、国土形成計画に関しまして、戦略的課題として私ども考えております「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生」、それから「国土の国民的経営」、両方につきまして、事業実施、施策を実現するということを強く意識しまして、その中間段階でのあり方につきましていろいろなご示唆をいただきたいということでございます。

本日のお手元の資料の確認をさせていただきますけれども、議事次第と座席表、委員名簿のほか、資料1がエコロジカル・ネットワーク、それから資料2が国土の国民的経営、参考資料1といたしまして、国民的経営の参考資料、参考資料2が中間とりまとめの確定版でございます。これはこの間委員会で見ていただきまして、おおむねご了解いただいたところではありますが、委員から、9ページなのですけれども、「人間活動と自然のプロセスとが調和した」、ここが「人間活動と調和した」ということではなくて、「人間活動と自然のプロセスとが調和」というふうにしたほうが趣旨に沿っているというふうなご指摘をいただきまして、そのようにさせていただきました。委員長にも見ていただきまして、このようにご報告をしたいと思います。

それから参考資料3でございますけれども、スケジュールということでございます。

資料の不備がございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、委員長、お願いいたします。

【委員長】 おはようございます。

最初に、議事に入ります前に、ただいまご紹介いただきました参考資料2「持続可能な国土管理専門委員会中間とりまとめ」についてお話させていただきます。本専門委員会の中間とりまとめとして、今後の国土利用計画の検討を進めていくための参考にしていきたいと思えます。これまで中間とりまとめの策定に当たりまして、皆様のご協力をいただき、

ありがとうございました。このような形でまとめさせていただきましたということを報告し、お礼を申し上げたいと思います。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。

本日の議題は、先ほどお話がございましたが、2つ議題がございますが、最初に「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生」についての議題をさせていただきたいと思います。事務局からご説明いただき、その後討議したいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、黄色い紙ですけれども、資料1 エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生について。事前にお配りしておりますが、いろいろなどころで少しずつ変わっておりますので、改めて簡単にご紹介したいと思います。

目次をごらんいただきたいのですが、1 ページ目が、これは専門委員会の議論はこうでしたよねという確認です。

それから、2 ページ目が健全な生態系の維持・形成というのはこういうことですよと、これも確認でございます。

それから、そういうふうな生態系の維持・形成を行うに当たって、エコロジカル・ネットワークという考え方がとても有効で、効果的ですよという確認であります。

それから、4 ページ目が、エコネットを展開していくに当たって、そもそも我が国の自然環境がどのような現状にあるかというのをわりとマクロ、セミマクロの観点で、植生を中心にデータが上がってまいりましたのでご紹介しております。本来であれば、動物の関係も必要ですけども、これは今年度調査で進めてまいりたいと思っております。

それから、次のページで、5 で、そういうことを踏まえて、実際にエコロジカル・ネットワークを実現していくということを強く視野に置いて、どういうふうな考え方で、あるいはどのようなレベルでということのいろんなご示唆をいただきたいということでございます。

包括的な事例として、オランダの事例をご紹介したいということでございます。

それでは、1 ページ目から非常に駆け足ですけど、説明させていただきたいと思います。1 ページは委員会のとりまとめでありまして、該当部分にアンダーラインを引いてございます。

それから、2 ページ目ですけども、日本の自然環境の特徴、これは新生物多様性国家戦略、平成14年の閣議決定、これを中心に我が国の自然の特性について確認をしております。

す。

それから、3ページも同様であります。

それから、4ページにまいりまして、健全な生態系の維持・形成の意味は何なのだろうということで、これも私どもの確認を中心に、防災機能があるとか、美しい景観ですとか、文化的多様性の創出とかというふうなことを中心に確認をしております。

それから、5ページにまいりますと、今度は生態系の変化が人類の幸福に与える影響ということで、これは国連のミレニアムアセスメントというものの、私どもの日本語訳でございます。生態系のサービスのとらえ方、英語でウェルビーイングといっているようですが、幸福と訳しておりますが、このような幸福の要素にどのように関係してくるかというところを共通認識として確認しておきたいということでございます。

それから、6ページにまいりますと、今度は生物多様性の危機的な状況につきまして、6ページに確認的にやっております。特に絶滅スピードの超高速化ということで、グラフにありますように、教科書で習いますように、隕石の衝突で恐竜が絶滅したための谷がある中で、生物多様性が増えてきているけれども、1,000年に1種ぐらいが絶滅のスピードがあったのが、最近では4年に1種というふうなスピードになっていて、非常に絶滅のスピードが高まっているというふうな認識でございます。

それから、7ページにまいりますと、これも随分前に見ていただいたものでありますけれども、エコロジカル・ネットワークの考え方、コアを確保して、そのコアを太らせるとともに、それらを効果的につないでいくというエコネットの考え方で、これがわりと比較的狭い生活圏レベルの範囲で考えるべきものもあれば、県を超える部分、あるいは全国で考えないといけない部分、あるいはグローバルの観点ということで、非常に多層性、多重性があるというふうな認識をこの間見ていただきました。

それから、8ページ以降は、データが上がってまいりましたので、我が国の自然環境の特性の確認図でございます。

まず8ページのカラフルな図でございますけれども、右下に判例があり、自然草原、自然林、二次林等々を色塗りして、このようにプロットしてみました。これは1キロメッシュであります。植林地が24.8%と最も多いですとか、あるいは東北日本で自然林がまとまってある一方で、西日本で二次林と農地がモザイク状に分布している等々の傾向が見られます。

9ページ以降は、色別に段階で幾つかご紹介しております。9ページは、自然林、自然

草原をプロットしてみました。自然度の高い自然資源が急峻な山岳地帯や半島部等々、人為の及びにくい場所を中心に分布しているのですとか、あるいは自然度の高い森林が、それ自体が保全の対象となって、我が国の代表的な動植物を将来にわたって存続していくための重要な環境になっているというふうな認識を持つべきではないかということでございます。

10ページですが、今度は二次林を中心にプロットしてみたところでございます。西日本の特徴と東日本の特徴がきれいに分かれているということでございます。

11ページには、植林地をプロットしてみました。人為の入った代表選手ということで、植林地とありますけども、ごらんのように、日本アルプスの特徴的なところですか、西日本、東日本、あるいは北海道の特徴がこのように出てきているということでもあります。

それから、12ページになりますと、今度は、このような自然を社会制度としてどのように保護しているか、どの程度保護できているかというふうな取っかかりといたしまして、自然環境保全地域、自然公園がどのように分布しているかということでもあります。自然公園の合計面積が国土の14%であるとか、自然環境保全地域が10地域ですとか、原生自然環境保全地域が5地域で5,600haですとかというふうなものをプロットしたものでございます。

それから、13ページにまいりますと、今度は保安林、保安林も比較的厳しい規制がかかっておりますので、自然環境の保全に大きな貢献をしているということで、このようなプロットであります。国土の全国の森林面積の45%、国土面積の30%が保安林で覆われているということでもあります。

それから、14ページにまいりますと、自然公園と保安林が両方重なっているところが2点で、緑であります。これは非常に効果的だということだと思われまじけれども、ごらんのような分布状況でございます。

それから、15ページにまいりますと、エコネットを考えるに当たりまして、コアをできるだけ広く確保するという観点から、森林の連続性が大事であります。これは1キロメッシュが全部同じ森林に囲まれているのは9点といたしまして、右下に判例がありますけれども、CON値ということで、連続している指標を、周りが全部囲まれていれば9だというふうなCON値の定義をいたしまして、比較的連続性が高いものとやや高いものを中心にプロットするとこのような感じでありまして、連続性の高い森林がほぼ全国的に分布しているというふうに認識してはどうかということでもあります。

16ページは、そのような連続性の高い森林について、それを保全するための担保措置がどのようになっているかということで、左上に認識がありますけれども、0点が約3割強ということで、連続性が高い森林であるにもかかわらず、法的な規制がかけられていないという部分が若干あるということでもあります。

それから、17ページでありますけれども、管理主体がだれかということの観点で、国有林、民有林を17ページに分けて表示してみました。

それから、水の関係で、18ページが主要な流域の地図、川を書き込んだのが19ページであります。

それから、20ページが、重要な干潟、沿岸域の分布図ですが瀬戸内海、九州を中心に存在しているということでもあります。

それから、21ページが藻場であります。

それから、22ページがサンゴ礁、サンゴ礁も魚の隠れ家が非常に多いということで大事な生態系の基盤であるということでもあります。

それから、23ページ以降が幾つかの全国図の拡大図でありまして、同じなのですが、縮尺を大きくしてみました。近畿圏を中心にこのような分布でございます。

それから、24ページは、担保措置として自然環境保全地域と自然公園、それから25ページが保安林、それからそれぞれの重複状況、それから27ページが連続性の高い森林とその保全状況。

それから、28ページが、前のほうで示したものを、エコネットを考えるためのよすがとして、これは私どもが勝手に感覚的に囲っただけの図なので、その意味では雑なものですけれども、このような固まりがあるのではないかというふうな取っかかりとして見ていただければと思います。

それから、5以降、このような状況を踏まえて、実現していくに当たって切り口をどう考えたらよいかということでございます。これまで見ていただきましたように、エコロジカル・ネットワークの多重性、多層性といいますか、市町村ぐらいの広がりエリアで考えるのが適当な部分もありますし、府県を超えるようなスケールで展開している生態系もある。それから、全国的に展開しているものもあるし、もっとグローバルに展開している生態系もある。生態系の広がりスケールが違いますねということと、それから、計画の空間的な広がりそれぞれ階層性がありますよねということと、これにさらに今度は関係主体、国・市町村・県、あるいは民間主体、それぞれがどのように絡んで役割分担して

いくのでしょうかというふうなところを、これから私ども実現に向けて整理していきたいと思っております、そのための総括的な表ということでございます。

30ページを見ていただきたいのですが、これは既に私どもの別の部局で、実際にこのような首都圏を中心に、都市環境インフラというのをどうとらえたらよいかという将来像を描いて、これは関係者が合意をして確定しているものでありますけれども、このようなものをサンプルでつけてみました。

それから、近畿圏につきましても同様の試みが既に始まっておりまして、31ページに近畿圏のエコロジカル・ネットワークの1つのサンプルということ、これはあらまほしき姿であります。

それから、32ページに、エコネットを実現していくに当たりまして大変重要な役割を期待されております地方自治体が、書いてありませんけれども、兵庫県ですとか埼玉県、徳島県、あるいは町田市、それぞれのところでいろいろお話を伺いまして、いろいろなご意見とか悩みを伺ったところでもあります。計画策定にかかわる課題といたしまして、標準的な方法論がないのだと、1からやらなきゃいけないのでなかなか大変なのだというふうなご意見ですとか、計画の制度的な位置づけがないので単なる資料になっているのだということ、あるいは実行における体制の問題として、現状の組織構成を前提としてどのようにイニシアチブをとっていくかということが悩みなのですとか、あるいは計画の実現に関する課題ということで、担い手のサポートが必要なのだというふうなご意見等々をいただいております。いずれのことを踏まえましても、我々の仕事が重要だというふうな意を強くしているところでもあります。

それから、33ページですが、このたび国土形成法が成立いたしまして、広域地方計画ができるということもありますので、その広域地方計画の場におきまして、府県を超えるようなスケールを中心にものを考える共通の土壌ができるということもありまして、そこに一定の期待をしたいというふうに考えております。全国計画レベルでももちろん考え方を示さなければいけませんし、広域地方計画における議論、その中で例えばエコロジカル・ネットワークの推進に当たって関係機関の意見交換の場、合意形成の場、さらには実現に向けての役割分担の議論なども進むことを期待したいということでもあります。それから、国土利用計画につきましてもここで議論していただいておりますけれども、基本的な理念等につきまして包括的に強く示し、それを現場の土地利用規制誘導にも反映していただきたいということでもあります。

それから、34ページは多様な主体の絡みのポンチ絵であります。

35ページ以降、オランダのエコネットの概要をサンプルでつけておきまして、特に詳しくはご説明しませんが、36ページを見ていただきますと、左端の絵にありますように、このようなエリアにおきまして広大な自然保護地域を設定しまして、エコロジカル・ネットワークを今整備中であるということのようであります。

37ページで、トンネルに草をかぶせるとか、工場が移転したときに自然を復元するというふうな試みがなされております。もちろん国の成り立ちがそもそも人工的な部分が非常に多いということもあって、どうも国民意識が非常に自然志向であるというところなど、我が国と随分事情が違ふところもちろんありますけれども、1つの参考としてあるかなということでご紹介した次第でございます。

以上、大変駆け足で恐縮ですが、エコロジカル・ネットワークを実現することを視野に入れて、こういうことをやったらどうだ、ああいうことをやったらどうだというふうなご示唆をいろいろいただければと思う次第でございます。

ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。

1番目のテーマでございます。エコロジカル・ネットワークの形成、プロジェクトとしてどのように考えていくかということで、計画、さらに具体的な事業にまで進む、その前提になる計画をどのように考えていくかというご説明でございました。これについて何かご質問なりご意見があればいただきたいと思いますが、どなたからでも結構です。お願いします。どうぞ。

【委員】 エコロジカル・ネットワークについては、五全総のときに相当頑張ってこれを表に出そうとしていろいろ議論したのですが、当時はなかなか皆さんにご理解いただけませんで、文章の中にエコネットマップを作成すると、こう書いて終わってしまったのです。そういう経緯からいうと、今回、これがかなり大きなテーマとして国土形成計画の中に入ってくるというのは大変いいと思うのですが、ただ、きょうの話を聞いていますと、何となく国土計画らしくないというか、はっきり言うと、環境省が言っているのと全く同じ書きぶりになっているかというか、データもそもそもそう。一部は首都圏の自然環境インフラという、これは私がとりまとめた座長をしたものですが、というふうな形になっているのですが、私は、こういう議論が今回本格的に議論されることを大変評価しつつも、国土計画らしい観点でもう一遍根本的に議論し直してもらいたいと

という感じがするのですね。

それは何かというと、日本の国土をどういうふうにしていくのかという非常に大きな議論の中で、このエコロジカル・ネットワークというのが位置づけられるべきではないかと思うのです。具体的に言いますと、例えば都市でエコロジカル・ネットワークというものを考える意義というのは何なのかということを考えますと、おそらくこれは、21世紀において従来の都市化を前提とした土地利用制御の議論を、これからはむしろ都市がもしかしたら縮小するかもしれないという中で都市再生を考えていくといったときに、例えば郊外地をどういうふうと考えていくかという中で、いわば都市の再生の議論の中に生態系ネットワークの議論を入れていくというふうなことで、ただ単に都市の再生が郊外の縮小といった問題が非常にネガティブな問題ではなくてポジティブな問題としてとらえられ、それがまた、かつ都市の持続性、コンパクトシティの形成だとか、あるいは成熟社会における都市像の提案とか、そういうものにつながっていくというふうな議論があってしかるべきではないかと思うのです。

同じように、農村も、もちろん農業生産というのは今後とも大変重要な国土の役割を演じていくとは思いますが、一方で、農村にどうやったら豊かな居住環境が形成できるかという、これは多自然居住地域という名称で、今回その名称を使うかどうか私は知りませんが、そういうふうなことを議論した中で、農業生産性にかわる農村の価値というのは何なのかというふうなことを考えたときに、この生態系ネットワーク、エコロジカル・ネットワークという議論が入ってきて、ある種の新しいタイプの農村環境整備というものの中にこういうものを仕組みとして組み込んでいくというふうな提案がされるのか、あるいは森林地域では、日本における人工林というものの持つ役割というのは、現在のような海外の木材がたくさん入ってくる状況の中で、非常に位置づけが低いという残念な状況が今後とも続くと決して私は思いませんけれども、しかし、戦後の拡大造林が行ったことの評価はきちっとしなきゃいけないと思っているわけですが、そういったときに、いわゆる国土の保安上、あるいは自然環境、あるいは国土の機能、いわゆる脊梁山脈を貫くような大型野生動物の生息を可能とするような、そういう広域的な空間の確保とか、そんなことを考えたときに、どこかで人工林として維持する部分と、自然林に転換していく部分と、雑木林のようなものを再生していくような部分という、そういう新たな国土の森林の機能区分というのが必要になってくるとは思うのですが、そういうときに、例えば国土の脊梁山脈を貫く大きな軸ですね、私は昔、これを環境国土軸というふう

に提案したのですけれども、当時はみんな国土軸が北海道に2本走っていたりというような議論があって、もうこれ以上国土軸という変な言葉にさらなる混乱をもたらすことはやめてほしいと言われて、その言葉は、私はそう悪くなかったと思うのですが、却下されてしまったのですけれども、そういうものも今回、せつかく国民的経営というのを別途議論しているわけですから、そういうところと繋いでいくというふうなことで考えていくと、これはどっちかという、そういうことを議論するためのきょうは素材を出していただいたという理解になるのではないかなと思うのです。

それから、もう1つの観点は、確かに生態系という観点での議論だということが明確になっていて、それはそれで結構だと思うのですけれども、そういうものと人間の、これからのまさにウェルビーイングといいますか、人の生きざまというものがどういうふうにかかわってくるか、こういうものを形成するということが人々の生活、ライフスタイルというものとどういうふうにかかわってくるのだということの議論がないと、やはりそこはなかなか国民の皆さんに理解してもらえるところまでいかないのではないかなというふうに思いますので、そういうふうな点を少しというよりも、相当大幅に見直していただくと大変いいのではないかなというのが私の意見です。

【委員長】 ありがとうございます。

おそらく今まで議論してきた国土利用計画につながる我々の中間とりまとめの中に言葉としていろいろ表現されている内容だと思いますが、それを今回のネットワークの議論にどのように翻訳して、4と5をつなげる考え方を表現しなさいという、そういうご意見だと思います。確かにそのとおりですね。例えば都市側で考えてみますと、今まさに市街地が縮小していく中で、どのように縮小を図るか、折り畳んでいくかという言葉を使っていますが、そのツールが今までのツールではできないのです。規制ではできないし、従来の開発事業ではできない。そうすると、どういう手法があるか。先ほどオランダで工場をなくしてそこをネットワークの一貫にしたという話がありますが、それはおそらく規制でもないし、開発事業でもない、違うツールでそれを実現しているのだろうと思うのです。それは1つの考え方として計画に位置づけられたエコロジカル・ネットワークが背景にあるだろうと思いますが、そういう位置づけをしっかりと考えていかなければいけないと思いますし、それから、今、国土形成計画では、農村との関係では、以前と表現は違っていますが、2地域居住の形態としてひとつは農村地域に、緑豊かなところにどのように住むかという議論も一方でありますから、それを実現するツールとして、場合によっては、

先ほど委員がおっしゃっているような議論につながっていく部分があるかもしれませんが、そのような議論を実質的にやっていると、もう少し国土形成計画の枠組みとつながりが具体化していくと思いますので、そのような議論をぜひ私もやれたらなと思っておりません。

いかがでしょうか、ほかに。

【委員】 今日出していただいたような資料とか考え方もとても重要だと思いますので、その観点から一言言わせていただきたいと思うのですが、現状の自然のパターンというものを規定している要因として、人間活動、それは過去にさかのぼる人間活動ですが、それと自然のさまざまな作用力というのがあると思いますが、それが今、日本の国土でどんな空間的なパターンとしてあらわれているかということをしっかり把握して、そういうものの働き合いというものを見ておかないと、何か計画を立てたとしてもなかなかそれが有効に機能しない、ただ恣意的にここはこうあるべきだというふうに思って計画を立てても、それが自然の営みにはとても矛盾するものだったり、今後の人間活動のあり方と相入れなかつたりすれば機能しないと思いますので、こういうものからもうちょっと、読み解くということはあるかもしれませんが、ベースにして考えるということは重要だと思うのですね。

例えば、西と東の違いというのがすごく大きく今回出ていましたが、西の方というのは、もう自然林的なものはほとんどなくて、二次林とか松林のようなものだったり、雑木林と、それから植林はたくさんありますけれども、いわゆる森林をつくっているわけですが、ここでは里山の文化というようなものがかなり古い時代からあって、一見自然林があまりないようだけれども、人と自然の調和というのがある意味ではとれている面があったり、もちろん古代からの自然破壊の後ではあるのだけれども、そこに自然と折り合って生きていく知恵があって、里山のシステムなどがまだ残っていたり、一部ですけれども、あると思うのですが、北海道などですとそういう歴史がなくて、これまでは天然林などが多くあったところが、若干、薪炭林的に使われていたところもあるのですが、歴史が短くて、人間活動と自然との調和という文化がないために天然林が一律に開発されてしまった、極端な言い方をしているのですが、里山保全的な自然を回復させるというようなことは市民からもあまり出てこないとか、今あるデータをもっと少し読み解くということがあると思うのですが、ベースにするということはとても重要です、こういうふうに整理していただいたのはありがたいと思っております。

【委員長】 そのときに、委員、先ほど最後のほうでおっしゃった、各自治体が計画をつくろうとしても1から始めなきゃいけないということですが、1から始めないで、例えば国がある部分、こういうデータでこういう形で形成すればそれぞれの地域のという議論になるときのバックデータというか、基本的なデータになるようものとして用意するとすると、今日の資料というのはどうなのでしょう。

【委員】 これに少し解釈を入れたりとか、整理したものがあればやりやすいかもしれないですね。

【委員長】 逆に言うと、委員が今おっしゃった、例えば西と東では大分違うとか、ただデータを出すだけではなくて、もう少し読み方を入れていかないとはいけませんね。

【委員】 その読み方を少し加えるような形というのものもあるかとは思いますが。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 私も今議論がありました両面が非常に大事なことだという気がいたします。1つは、バックグラウンド的なことと、もう1つは、形成計画とか利用計画を考える側から、すなわち、多分委員が言われたのは、土地利用とかそういうもののカテゴリー、例えば、先ほどは都市とか農地とか森林というような形で例を挙げられましたけれども、利用のカテゴリーのほうからそれをどう見るのかという視点がまだ議論が十分されていないのだけれども、まずバックグラウンドの整理が必要だということはよくわかるし、それが今委員が言われたように、自然のポテンシャルの分と、もう1つは、この数百年レベルぐらいの、あるいは1,000年というレベルの人間活動の重ね合わせという見方が必要なのではないかなという気がいたします。

もう1つ、もともとのポテンシャルのところなのですけれども、1つは、今回も整理されていますように、スケールの階層性という話をされているのですけれども、それがまだ全国レベルとか、広域レベルとか、市町村レベルとか、行政側から見ているのだけれども、現実には生態系のどういうふうなスケールから見ているのかも明らかにしてほしいし、一番大きなスケールのところからいうと、ただ単に東西南北じゃなくて、気候帯であるとか、あるいは表層地質であるとか、そういうところのデータをしっかり見きわめながら、その上に生態系を乗せていくというふうな視点が重要ではないかなという気がいたしました。

それから、レベルごとに、先ほど委員からは解釈が必要だと。それともう1つ、今日の一番最初に委員長が紹介されました委員の意見で、自然環境そのものでなくて自然環境のプロセスだとおっしゃったという話が紹介されましたけれども、まさに自然環境とか生態

系のプロセスとそういうバックグラウンドがどんなふうに関係してスケールも決まっているのか、この辺がきちっと解釈しておかないと、大事なことは、利用計画とか形成計画の中で現実に当てはめてエコネットをつくっていくというふうな設計の問題になるのでしょうかけれども、バックグラウンドとしての環境のプロセス、それがスケールにどうきいているかというところをきちっと、何がももとのバックグラウンド、私は気候帯レベルから表層地層とか、その辺からスタートしなければいけないのかなという気がいたします。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】 少し教えていただきたいというか、私、ちょっと全体像はあれなのですが、例えば30ページの首都圏の都市環境インフラというところを見ますと、保全すべき自然環境（河川）として主要な河川があるのですけれども、中小河川が抜けているところがあったり、多少大きい川が塗られていなかったりするところもあって、目黒川はどうなっているかなと、細かいところが気になるのですが、都市河川だから抜いたのかなと思ったのですが、そうやって見ると神田川もあったりして、案外気になるのですが、なぜ気になるかなと思ったのは、「保全すべき」というふうに書かれたのがこれだとすると、ほかは保全しなくてもいいのかというような印象を受ける気がいたします。その後も考えていたのですが、結局は、エコロジカル・ネットワークを考えると、例えば自然は多ければ多いほどいいというような結論になるとしたときに、ただそうは言ったものの、どういう優先順位でやっていくのがいいかというのを決めていかなければいけないわけですね。そのプロセスの段階で、生態系の専門の方から、こっちは優先したほうがいい、こっちは優先しないほうがいいという意見もあるでしょうし、さはさりながら、住民が非常に愛していて守りたいと思っている、もしくは地域の活動が行われる川とか森とか、そういうものに対する優先度を上げるとか、その辺の方法論は、最終的には計画策定のガイドラインということになるのでしょうかけれども、そういうところには書かれたらいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【委員長】 おそらくその議論は、計画づくりのときに議論が出てきて、国なり広域計画でどこまで計画で位置づけるか。あとの部分はむしろ地方公共団体にお任せしますよという議論で整理することも可能なので、その辺を計画としてどのように立てるかという議論になろうと思います。

何か委員、これをつくったときにそういう議論はありませんでしたか、優先度とか。委員がつくられたのでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 例えば河川の中で、神田川はあるけど、他はないとか、優先度で何かありませんか。

【委員】 優先度はもちろんあったのですけれども、河川についてどこを優先的にしたのか、委員、覚えていますか。

【委員】 生き物をベースにして考えるというふうな……。

【委員】 わかりました、思い出しました。

【委員】 もしかすると、委員がおっしゃったように、市民の活動とかに関しても考慮したような気がします。それで重要なところが抽出された。重要というか、図に示すのに値するところが示された。かなり多面的な検討が行われたと思っています。

【委員】 そうですね。少なくとも水辺に生息する鳥を指標にして重要度をランキングしたと思いますね。

【委員】 鳥が一番重視されていました。

【委員】 それ以外にいろいろな機能区分をしまして、例えばその景観的な機能だとか、人とのふれあいの機能だとか、それから防災機能だとか、多分6つぐらいのカテゴリーで機能評価をして……。

【委員】 レクリエーションというか、人の利用の観点からの重要性とか、そのようなものを考えたのだったと思います。

【委員】 さっきのお話の、そうでないところはどうでもいいのかというふうなあたりは、もちろん全体としては非常に重要なんだけど、戦略的にこういうところから整備を進めていくとか、あるいはここは保全を重視していくというふうな、そういうめりはりはつけようというふうな話だったと思います。

【委員長】 事務局からは、もう少し細かい補足がございましたけど、その辺のデータというか、資料はお持ちなのですよ。

【事務局】 この首都圏の都市環境インフラのですか。

【委員長】 ええ。

【事務局】 すみません、これは借りてきたものですので、私、今手元にはございません。

【委員長】　　そうですか。そこまで持っていないとまずいと思いますので、議論するときには。わかりました。

【委員】　　これは同じグループではなかったの。

【事務局】　　同じ局内です。

【委員長】　　わかりました。

【事務局】　　手元に私、今持っていません。

【委員長】　　他にいかがでしょうか。

【委員】　　このエコロジカル・ネットワークというのは非常におもしろいなと思っているのですが、新潟の中越地震のあとの中間地の復興なんかを見ていると、やっぱり畳んでいく集落があるのですが、それをどうやって集約化して、どこを残してどういうふうにしようかというふうなことを考えるときの指標にもなるのかなというふうには、これはエコロジカル・ネットワークのパスのところに当たるから、その集落は避けて、そこはもとの姿に戻してなんていうふうなことを考えて、先ほど委員長がおっしゃった撤退戦略を考えるときの非常に有効な資料になるなと思って、ちょうどこの前、首都圏の、昔の国土庁がつくった土地利用図をずっと見ていて、多摩丘陵はもともと何もなくてあれなのですよね。それから、福生の辺とかも何にもなくて、そこら辺、だんだん人口が減って行って、今後どうしようかというときに、こういうふうな形でガイドラインが、あるべき自然の戻し方というふうなのがあると非常にいいなというふうに思いました。

以上です。

【委員長】　　ありがとうございます。

他にご意見いかがですか。

【委員】　　技術的なことですが、先ほど委員がおっしゃった意見に対応するのはどうしたらいいかなのですが、自然のポテンシャルを示すことが重要だというふうにおっしゃいましたけれども、潜在自然植生という言い方もされるのですが、大きく気候帯を反映して人間活動がなかったらどんな植生になるかという図がよく使われます。片仮名ではバイオームというのですが、日本では潜在自然植生図と呼ばれていると思います。それから、地形というのはとても重要で、急峻なところと平坦なところでは人間活動もまた自然の側も変わってきますので、標高とか、そんな図でもいいかもしれないですね。それで地形が示せます。あと、地質はどのぐらいのスケールで見るかですごく複雑だったりもするのですが、わりあい普通に使われているような地質図、そういうようなもの

が一つ、ポテンシャルとしての自然図にあるのではないかと思います。

【委員長】 潜在植生図というのは、もう日本全国にあるのですか。

【委員】 はい。

【委員長】 あるのですね、確かね。

【委員】 大ざっぱに分けるのですが、照葉樹林になる地域であるとか、ブナのような落葉広葉樹になる地域であるとか、もっと標高が高かったり、北のほうで針葉樹の森林になるとか、もっと気候が厳しいので森林が発達しない場所であるとか、そのような感じなのですけれども。

【委員長】 今おっしゃっていただいた中には、全国ベースで基本的にはあるというお話いただいたと考えてよいですか。

【委員】 そうですね。わりあい基本的なものとしてもうでき上がっていますので、そういうものをもう一度……。

【委員】 いいかげんだからね。

【委員】 でも、大きく見るにはいいのだと思います。

【委員】 ちょっとあれはあんまりサイエンティフィックじゃないので、だれかの先生がやったやつは。やるとすると、これは作業ができると思うのですが、残存する自然植生を気候と地形の関数で表現して、モデルをつかって、今度は二次林とか、そういうふうになっているところをそれで予測するというやり方をすれば、もうちょっと科学的になるとは思います。

【委員】 あんまり細かくなくていいのですけれども、植生というのは熱、温度と、それから水、降水量で決まっています。降水量はほとんど問題にならない、日本は雨がたくさん降りますので。温度条件なのですけれども、温かさの指数というのがございまして、吉良竜夫先生が考えたものなのですが、その温かさの指数に沿って、このあたりは照葉樹林とか、落葉樹林とか、針葉樹林になるというような大きな図がありまして、そのくらいで、あまり細かい潜在植生までだと議論が……。

【委員】 私、関東でやったことがあるのですよ、それで。今おっしゃったやり方で、関東平野を塗るというのはできているので、多分それを全国にすればすぐできますよ。

【委員】 植生図鑑というような図鑑がございまして、それに出ているぐらいのものでいい、もちろん委員が心配している、細部で間違いとかもあるかもしれませんが、大きな把握としてはそんなものでもよいかもしれません。

【委員】 今、議論がどこまで細部にわたるかという議論と、それから一番最初に話をされたスケールのヒエラルキーの話と、そこはやっぱりきちっとしておかないと、大ざっぱに見るときにはかなり大ざっぱでいいという。すなわち全国レベルで見るときには、気候帯とか温度とか、その辺でいいのだろうなと私も思うのですけれども、それをどれぐらいスケールダウンしてきたときにも使えるのかという話になると、やはりサイエンティフィックなバックグラウンドの中で決めていくということが1つの方法だろうと思うのですが、いずれにせよ一番気がかりなのは、そのスケールをクローズアップしたり引いてみたりするときに、どんな手法でそこへアプローチするのかということがきっと大事になるのだろうなという気がします。それが土地利用とかの面から見た、先ほど言いました利用カテゴリーのほうから見たエコロジカル・ネットワークの設計とか、そういう議論になったときに非常に重要になってくると思うのですね。例えば都市環境インフラの将来像というのは、都市環境インフラとして非常に重要なエコロジカル・ネットワークはわかるのだけれども、このエリアをこういうふうに変化させようとしたときに、他のスケールにどんな影響を与えるのかとか、あるいはもっと今度は逆に、この都市インフラの中での小さなスケールでどんな影響をするのかとか、そういうスケール間の影響を考えると非常に重要だろうなという気がいたします。

それから、委員の話なのですけれども、もう1つ、委員のお名前を聞いて思い出したのですけれども、我々、先ほど言った中に水循環ということも忘れていたなと。先ほど水路が幾つも引かれまして、それは鳥の目から見たとか、魚で見たとか、生物のものだけで見られているのだけれども、このエリアに降った雨がどんなふうに変化して水としてスムーズに配分されているのかという視点も必要だろうなと。あるいはそのときには、当然、地下水とか伏流という形で流れているものについても、降った雨がどんなふうに変化してそのエリアの中で配分されているのか、その一番健全なという表現は非常にあいまいなのだけれども、その辺についても少し議論しないと、どこどここの川にこれだけ水が欲しいと都市インフラのほうからいったところで、それだけの水が本当にきちっと配分されるかどうかわからないわけだから、先ほどから言っているポテンシャルもやはり見積もっておくような話も必要じゃないかなという気がいたしました。

【委員長】 ありがとうございます。

では、簡単に。

【委員】 すぐ終わります。今もうでき上がっている図というのは少し前の状況で、今

温暖化をしていて、これは計画ですから、これから先のことを考えないといけないので、今後、何年後の潜在的なバイオームとか、それほど難しくないもので、つくること自体は。気候のデータがあればできるわけですから、それをつくってもいいのかもしれない。

【委員長】 できるだけ地方公共団体が計画をつくる時に、簡易に手に入れることができ、計画づくりに生かせる、そういう仕組みをとる必要があって、1から調査しないとつくれないというのではおそらく地方公共団体はこの計画になかなか関わることができないと思いますので、そういう仕組みまで将来的には、将来的というか、わりあい近くにそういうことができるような仕組みを考えていく必要があるだろうと思います。

【委員】 エコロジカル・ネットワークという概念とある意味で矛盾するのかもしれませんが、きょう出していただいた多層レベルで、全国レベル、広域レベル、地方自治体レベルというのがあって、これから議論を進め、さらに実現をしていくということを考えて、ある広域レベルというところのバウンダリーがどこなのかということについてどう議論するか、あるいはもっと具体的にどこからどこまでどういうふうに分けるのかということを確認しておかないと、その先進めにくいのではないかと私は思っています、そういう意味では、質問で言えば、きょう関東と関西を示していただいたのですが、ほかについてもアイデアがあるかという聞き方にもなるし、逆に言えば、私の考え方としては、ネットワークは考えるのだけでも、やはり流域というのを中心に地域を考えていくというのが妥当なところかなというふうにも私は思っていますが、いずれにしても、そういった境界分けといいますか、地域分けについては、ここで少なくとも考え方は議論しなきゃいけないし、できれば、実際どこまでなのかというところまで決めていかなきゃいけないのではないかというふうに思います。

【委員長】 質問に近いのですが、ここでいう広域レベルの計画というのをどういうバウンダリーで、とりあえず今事務局で考えていらっしゃるか。

【事務局】 まさにこれから検討していかなければいけないところなのですが、今のところのイメージでは、人がいろんなものを決めていくというメカニズムと連動させないといけませんので、その意味では、国土形成計画法におきます広域地方計画の範囲を強く意識しております。これはこの間、政令で関東、近畿とか、それは決定いたしましたので、その関係者がまずは共通のテーブルについて、いろんな議論を経て決定していくということをメカニズムとしてまず考えております。その中で、もちろん生態学的な観点からどういうふうなバウンダリーが必要かとかという議論は当然あろうかと思えます。

それから、流域が1つの単位だというのは、これも検討事項なのでしょうけども、私もそういうふうに思っております、重視して検討していかなければいけないと思っております。

【委員長】 おそらく広域計画の領域を1つの大きな固まりとして考えてみることになると思います。ただ、関東ブロックですと、北関東と南関東では違う議論が出てくる可能性があるのですが、それは広域ブロック計画の中での議論ですね。一緒にできれば一番いいのですけどね。私、広域計画の中で、各都道府県が集まってしっかり議論ができるのかどうかということを知る先生方がいらっしゃるのですが、1つのツールとして、このネットワークの議論はいろんな立場で議論できる大変格好な材料だろうと思うのです。1つの要素としてこれを広域計画の中で議論するのは大変いいことだろうというふうに私は思っております。

他にいかがでしょうか。

【委員】 エコロジカル・ネットワークというものの重要性はよくわかるのですが、地方自治体レベルでということ、地方自治体の関係者として一体何ができるのか、実態的に一体どうなるのかということはどうもよくわかりません。ガイドラインを示され、そして一応の枠組みができたときに、それはそれなりの地方自治体レベルでの計画とか何とかというのは、つくれと言われればつくると思います。だけど、その気になってほんとうに必要性があつてつくのかということと、自治体といっても、その自治体の中で俗人的といえますか、そういうようなことに興味を持った人がいるのかどうか。これは自治体でもそうですけども、住民がという話で、例えば流域に住民が熱心であるかどうかというようなことも、それもたった1人の、そういうようなことに詳しくて、こだわる人がいるかないかという問題でして、非常に根っこが脆弱なのだ。だから、自治体レベルと言われても、これは本当にどうなるのかなというような、そういうような危惧を感じます。姿としては立派だと思います。

【委員長】 その議論なのですが、私、かかわった事例なのですが、国分寺市というところで、国分寺崖線の緑を守る。その緑を守るために条例をつくる。国分寺崖線の領域で、緑を守っていきたくて、ネットワークをつくっていきたくて考える。条例をつくるときに何か根拠はないか、なぜそこを位置づけるのかという議論があります。国分寺崖線を東京都の緑のマスタープランに位置づけてあるので、国の法で規定されている以上に緑を守ろうという、そういう条例をつくったのです。東京都も東京都の計画として緑のマ

スタープランに位置づけているのであるから、国が求めている基準以上の上乘せ基準を条例でつくることもよろしいということになりました。開発許可をするときに、許可は都がやるのですが、都もしっかりそれを受けとめてやりますという、そういう関係をつくることができたわけですね。そういうツールとして、都市側では使えるかもしれないと思っております。全国すべての地方公共団体がこれをベースにすべてそろって動くということをお私個人としては必ずしも期待はしてなくて、まさに意思あるところが少しずつ動いていく。結果的にネットワークが徐々にでき上がっていくということで私はいいいのではないかなと個人的には思っています。志ある市町村が1つあって、そこができて、その次にできるというプロセスも私はいいいと思っておりますので、ぜひ委員、よろしくお願いいたします。

【委員】 委員の発言と関連するが、エコロジカル・ネットワークということに関しては、現在では国土交通省でも河川に対してやっておられるし、農林水産省では土地改良事業の中で努力をしているという実態がある。ただ、いろんな努力をされているのだけれど、それぞれの地域ではおかれている条件とか環境というものが大きく異なっている。例えば都市では、地価が高いため土地をどう確保するかが大きな問題になるが、私どもが対象にしている農村部ですと、地価がほとんどゼロに近く、管理する人間もいないというような地区もあります。対象と生活・生産とのかかわり方も大きく違っているため、それぞれの地域での戦略性が具体化されていかないと難しいのではないかと思います。農村部でいいますと、人口が減って農地が放棄される地域では、獣害がたくさん出てくる。生態系といった場合にも、今の生態系はかなりひずんでいて、自然を守れば安定した生態系ができるのかということ、そうではなくて部分的に非常に集中的な形で問題が起きたりすることがある。ある意味では生態系を守ることが地域の住民にとってはリスクである場合もありますので、一定の地域ごとに具体的な戦略を用意していくということが、今のような議論を具体化していく上で大切なのではないかと思います。

【委員長】 確かに以前委員にご紹介いただいた大分県の、どこでしたっけ、畑やその他を獣害から守るためにネットで守られて生活している地域がありましたよね。ああいう議論になろうと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 私は法律専門ですからこういう問題は専門ではないわけですが、日本の国土というのは気候とか地形とか、それから生態系と動植物の多様性というのは非常に際立っていると思うわけですし、北から南から、あるいは山の上、山脈から海、いろいろ多

様性を持っている、そこに特徴があると思うのです。私、実はEU、ヨーロッパのエコロジカル・ネットワークの、ナチュラ2000とありますが、あれの制度を若干調べたことがあるわけですが、ある意味で日本の自然の多様性というのは、ヨーロッパでいいますと、一国一国の多様性よりもむしろEU全体の多様性に匹敵するぐらいの規模を持っていると思うわけですし、そういった観点からしますと、例えばEUの場合は、EU全体として領域の自然保護についての方向性とか指針を一方で提示する、方向性を示すとともに、各国の自主性とかを非常に重視して、各国に保護地域を提案させるという、提案をして、EUにおいて登録して、EU全体のネットワークを形成するという、そういう方法をとってきているわけです。こういったやり方というのは、日本のように非常に地域的にも多様で、しかも南北に非常に距離のある長い国土を考えた場合、非常に参考になる面があるかと思うわけですし、というのは、国全体としてこういった議論を進めて一定の方向性を示すとともに、各地域のそういう自主性を最大限発揮させるような制度的な仕組みを設けていくということは重要であるという感じがしまして、そういった意味で、先ほど来議論になっているような、そういう広域地方ブロックごとの議論というのをいかに活性化させていくということが非常に重要ではないかと。その際、行政とか企業とかボラティア団体、NPOなど、多様な団体、それから農家とか林業とか、そういった各産業パートの意見というのをいかにくみ上げて、地方の自主性と国の構成、これをマッチさせるということが極めて重要だというふうに思いました。

以上です。

【委員長】 多様性を確認するために、先ほどから議論が出ているバックデータですね。しっかりそのデータを提供できて、自分たちの地域はどうなのかということをしっかり確認した上で計画をつくるということは、おそらく委員のおっしゃることに対応する1つの要素だろうと思っております。

次のテーマがもう1つあるので、移りたいと思うのですが、今のテーマについて、さらにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう1つのテーマがございますので、「国土の国民的経営計画」のほうに議論を移らせていただきたいと思います。

事務局、お願いいたします。

【事務局】 資料2と参考資料1を右左に置いていただきまして、参考事例を適宜紹介しながら資料2を中心に見ていただきたいと思います。

資料2の1ページですが、これはこれまでの確認であります。前回までの議論、国土の国民的経営の基本的な考え方ですとか、そういうふうなものは見ていただいたので、それを前提として、もう少し具体化していくために何をしなければいけないのかということで、今回特に事例の分析をさらに突っ込んで行いまして、何がポイントなのかということと、そのための対策について考えていき、できるだけ今後、国土の国民的経営のビジネスモデルを確立していきたいということでございます。

2ページにいきまして、前回、特に何をするのだということをはっきりさせなければいけないというふうなお話もありまして、私どもとしては、都市、森林、農地、それぞれ特性が違いますけれども、共通の考え方としては、何だかんだ管理方針が決まっていると、あるいはだれかがその空間に対してちゃんと心を馳せているという状態で、しかも、その管理方針ができるだけ定まっているということを目指していきたいということで考えております。こういうふうな状態を目指していくために何をしたらいいかというふうな発想で分析をしてみました。

3ページにまいりますと、これも確認であります。前回見ていただきましたように、国民的経営の全体像であります。特に3つの切り口がポイントではないかというふうに申し上げさせていただきます。所有者に対する刺激、いろんな人が外部から絡むあり方、直接的に多様な活動者が絡むということと、間接的にいろんな参加手法がありますねという多様化の議論、3つの切り口であります。

4ページが分析の枠組みでありまして、3つの視点、3つのカテゴリー、それぞれマトリックスで見ました。一番左上の、条例を契機として空き地の管理を推進するというので、参考資料1の1ページを見ていただきたいのですが、これは土浦市でさわやか環境条例というのを作りまして、ポンチ絵がありますけれども、管理が十分でない、草がぼうぼうみたいなどころについては、市長が所有者に対して何とかしてくださいという通知を出して、条例では最後は過料まで課すことができるという条例にしてあります。ただ、その前段階の通知を年間400件行っております。これに対してかなりの方々が、じゃあ何とかしようかということで、所有者のご負担で市役所が業者を紹介するとか、そういうふうなところまでいっているということでもあります。こういうふうな地道な努力が必要なのだということでもあります。

あるいは5ページを見ていただきまして、これは森林でありますけれども、京都の日吉町森林組合というところですけども、関心の薄れた森林所有者に対しまして、コストの見積

もりと、あなたのところはこうなっていますよというふうな写真を添えていろいろ働きかけを行って、電話1本で行うというだけではなくて、詳しく働きかけを行うことによりまして、かつそれを集約して、事業としても効率よくやるような努力を森林組合が行いまして、かなり成功しているというふうな事例をいただいております。これも聞いているところでは、日吉の森林というのはすごく条件がいいというわけでは必ずしもなくて、ごく普通の、並のクラスの森林だというふうに聞いております。このような努力で実を結んでいるということでもあります。

あるいは7ページを見てください。これは鎌ヶ谷のKAOの会というNPOが、駅前広場の整備ですとか管理をNPOとして主体的に住民を巻き込んで行って、かつ、周辺のマンションの居住者からも環境維持経費ということで数百円のお金を徴収して、自主財源まで維持して行っているというふうな事例で、このようなことで、多様な活動の育成がなされているということでもあります。

あるいは10ページを見ていただきたいのですが、これは神奈川県で耕作放棄地が増加するということでもありますけれども、中高年ホームファーマー事業ということを実施して、中高年はニーズがあるのと、それから子供のころ農業体験があるということもありまして、耕作放棄地の所有者と、そのような中高年のニーズがある人をマッチングさせまして、かつ1年目と2年目に分けまして、1年目は初心者コース、2年目はもう少し本格的なものということで、段階分けをしまして、希望者のみということ、2年目まで本格的にやっている。段階を踏んだ育成を行っているというふうな事例であります。

あるいは14ページを見ていただきますと、これは市川市で、市民税納税額の1%を市民活動団体支援に活用するという、納税者が希望すれば自分の市民税納税額の1%をあらかじめ登録してある市内の支援対象団体に対して指名してお金を割り振ることができるということで、これは納税者のそのような活用に対するオーナーシップを喚起するという効果も期待されているということでもあります。

あるいは18ページを見ていただきますと、いわゆる地産地消であります。学校給食に対して地元食材を利用するとか、あるいは最近いろいろなところにあります道の駅に出荷することによって地産地消を推進しているとか、あるいは旅館組合が地元食材をむしろ積極的に使って、それをブランドにしているというふうな事例が紹介されております。

あるいは19ページを見ていただきますと、これは間伐材を使った名刺ですとか、もう少し付加価値をつけまして、間伐材を使ったこのようなかばんをつくりまして、かなり好

評で売れているということだそうでございます。

もう一遍資料2に戻っていただきまして、このようないろんな事例を分類して分析をしたところでありまして、5ページを見ていただきたいのですが、個々の事例はともかく、それらをいろいろ集約して、どこがポイントかというのを私どもなりに分析してみますと、ポイントが大体このような9つになってくるのかなということ、これをもう少しポンチ絵などを使ってご紹介したいのですが、6ページ以降を見ていただきたいのですが、1つは、所有者に対して適切な働きかけを行うということがポイントの1つだよねと。その構成要素としては現況把握であって、かつ、その現況を踏まえて所有者に対する働きかけ。所有者が全く関心をなくしているわけではなくて、いろいろアクションをとってくれるところもあるということで、まずは事実を所有者にきちんと伝えて、可能であれば、何らかの対処のための措置もあわせて働きかけることは基本中の基本なのだよねというふうなところがあるかと思えます。それから、その上で、所有者1人1人というよりも、場合によっては所有者たち、あるいは地元の人たちなども一緒になって、コミュニティによっていろいろ助け合いながら共同管理をしていくというふうなことで、これなどは、例えば資料集の4ページを見ていただきたいのですが、中山間等地域直接支払制度なども使いながら、集落としてそのような対応をしていくというふうな事例がございます。

それから、資料2の7ページにいていただきまして、もう1つは、いろんな多様な活動者をどのように巻き込んでいくかということでもありますけれども、多段階の育成システムであったり、それからそのようなボランティアと地元を結びつけるコーディネーターであったり、あるいは専門家をどう絡ませるかということであったと。それから、スコープ片手にビールということで、楽しみというのをどのように織り込んでいくかというのは非常に大事であるということでございます。それぞれの参考事例もあるのですが、ちょっと時間もありますので、次に進みます。

それから、8ページにまいりまして、今度は直接参加する人たちだけではなくて、いろんな形で間接的に絡むことが大事ですという、そういうふうなことによって広がり運動して持たせていきたいということでもありますけれども、これは資料集の21ページを見ていただきたいのですが、京都府長岡京市で、これは実はサントリーという企業が、地元の荒廃した森林を念頭に置きながらお手伝いをしたいというふうなお申し出をいただいて、もともと地域の課題として森林をどうしようかというふうな課題があったこともあり、右側のポンチ絵にあるように、いろんな方々に参加していただいて、協議会をつくって、その

競技会でいろんな知恵、それから情報、もちろん資源、お金も出し合いながら行政も参加して、事業を企画して、当初は50haを念頭に置いたものだったのですが、800haまで計画の範囲を広げまして、計画を策定して今事業が始まっているということでありまして、このような推進の協議会がいろんな人を巻き込んで設立していくことがいろんな意味で波及効果もありますので、効果的だなというふうに実感した次第であります。このような協議会が関係者以外の地元の人たちの関心も効果的に喚起しているというふうな側面も見られます。いろいろな人をつなげていくことがキーポイントの1つのようなことでもあります。

それから、9ページでありますけれども、もう1つ、いろんな多様な参加手法ということで、もちろん情報発信、それから意義、必要性を詳しくわかりやすく伝えていくということが基本中の基本ですということと、もう1つは、例えば企業や団体が、あるいはこういうふうなところに貢献している人たち、あるいは企業に対して直接的なメリットも去ることながら、非常に社会的に評価するようなメカニズム、表彰とってしまえば非常に単純かもしれませんが、社会的に評価していくようないろんな仕組みをつくっていくことが効果的なのではないかというふうなことでございます。

以上、事例を踏まえた分析ということで、私どもなりに重要な切り口を整理してみたところでありまして、10ページを見ていただきますと、もうちょっとブレイクダウンして具体的な施策レベルに落とし込むときのサンプルとして、これは頭の中で考えたサンプルですので、これから議論していかなければいけないのですが、例えば遊休地や管理不適正地のモニタリングシステムが1つあるのではないかと、あるいは所有者情報の提供のためのシステム、あるいは所有者のインセンティブをどう付与していくか、それから遊休地に関する情報提供などがあるのではないかと。あるいはいろんな多様な参加主体を巻き込んでいくための1つのキーポイントとして、ボランティア活動としての情報提供ですとか、むしろ地元側に来ていただいた人たちの受け入れていくかという受け入れ態勢の工夫が大事ではないかということでもあります。それから、3つ目のいろんな参加手法がありますねということで、地域の課題を上手に抽出して、それを核にした構想や計画策定というのが1つのキーポイントなのではないかということですか、必要性についてのPR、それから認定や表彰など評価システムの構築等々が考えられるということでございます。

以上、まだ不十分なものでありますけれども、国土の国民的経営の具体的な絵姿につきまして考えてみたところでありまして、今後、このあたりをもう少し深掘りする価値があ

るですとか、あるいはこのような活動に社会全体のお金なり人材をどのように回していく、その回路をどのようにつくっていったらいいか、隘路は何なのかというふうな議論を今後私ども検討してまいりたいと思っております、そのためのいろんなご示唆を本日いただければということでございます。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

国土の国民的経営については大分専門委員会でも議論していただきまして、枠組みはおそらく皆さんご了承だと思いますが、その枠組みを具体的に実現する地についたものにしていくための整理を事務局でしていただきましたので、これに関連していろいろご意見があればいただきたいと思います。

【委員】 この議論そのものは、私は今まで議論されて結構だと思うのですが、1つ、これは考慮すべきではないかと思うのは、新しいバイオマス利用に関する政策と、それに基づく産業の森林あるいは林業及び農業への参入というのが、こういう全体の構造にどう影響をもたらすのかということ、まだちょっと予測はかなり難しいし、なかなか位置づけが難しいのかもしれませんが、場合によっては、エネルギー政策と絡んで、役割としては非常に大きなものになるかもしれない。そうなったときに、もしかしたらそのところが大きくなって、位置づけが変わってくるということもあり得るのではないかと思いますので、それは多分、農水省で随分議論を進めておられると思いますので、そこらあたりを少し議論されて、入るのか入らないのか考えていかれたほうがいいのではないかと思います。

【委員長】 ガソリンの高騰、その他との関係ですね。

【委員】 例えば耕作放棄地のエネルギー作物の利用とか、それから森林の、特に材にしない部分をどうやってバイオマス利用するとか、バイオマス発電だとかエネルギー利用だとか、そういうたぐいの話というのは今非常に大きな話題になっていますよね。そういうことがどういうふうにか、こういう農林地の国民的経営というところに入り込んでくるのかという、そういう問題提起です。

【委員長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 2点ございます。枠組みがこういうふうになってきたということで、委員会の中では非常にこれで僕もいいと思うのですが、これが外部に出ていったときにどういうふうにかこのキーワードが使われていくだろうかということ、をちょっとだけ心配して

います。というのは、国民的経営には、経済原理でなかなか成立しないことを、補助金をちょっとあげて経済原理で成立するようにしようとするか、もしくは経済原理と違う理屈でやってくださいという要素があるわけですよ。そうなったときに、よく話を理解して下さっている方はいいのですけれども、そうでない方にとって、1人1人の行動に国が口出しして動員しようとしていると、悪く言えば国家総動員法的な解釈をされる方がいないとは言い切れません。今日のような資料がちゃんと出てくれば僕は全然心配ないと思うのですけれども、キーワードだけが一人歩きした場合に、そういうこともちょっとケアしながら情報を出されたほうがいいのではないかなと思います。そういう意味で、きょう事務局がおっしゃられた、心を馳せるというのは非常にいい言葉だと思ってまして、もっと言うと、今まで我々が失ってきた地縁とか、そういうものを21世紀型に再構築する作業、すなわち21世紀型の地縁づくりなのだというふうな説明の仕方というのがあるのかなということも思ったのが1点です。

あともう1点は、この分野は素人なのでよくわからないのですが、以前から草刈り十字軍というのがございます。1970年ぐらいからボランティアが富山県を訪れて草を刈っている。この前ネットで見たら、まだみんなずっと続いているということで、一生懸命やっていて、行った人は自分探しの一環として楽しんでやっているという記事を見ました。これは一種のブランド化ではないかと思うのですけれども、こういういろんなプロジェクトとか試みも、ブランド化みたいなものがうまくいったものはすごく成功して、そうでないところはいくらやりましようといってもなかなかうまくいかないという、また新たな選択と集中の問題がここで発生するのではないかというのを感じています。全体的に解決しないといけない問題はたくさんあるのだけれども、その1点だけに人気集中してしまうというふうなことがあり得そうなので、そこをうまくどういうふうに関心するところに力を分配するようにしてもらおうかということがポイントかなと思います。全体としては賛成なので、このようなちょっとした部分のところを工夫しながらつくり上げていければなと思っています。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 先ほどのこうやったら隘路はないのかということで、何が隘路になるのかというようなことで、少しだけお話申し上げたいと思いますけれども、いろんなことをやって

いるところが実例集みたいにたくさんあります。そのたくさんあるところは、1人のカリスマがいて、その人が何かやって、それが注目されて、ただいまの話みたいにブランド化して、それでもはやされるということがあるのですけども、それが広がらない。だから、事例はあるのですが、広がらないということになるろうかと思えます。その広がらない隘路は何なのかというと、例えば学校給食、真田町のことが出ていますけども、学校給食の話をして、実はうちの市でも11年から同じことはずっとやっています。やっていますけど、周辺に広がらないのです。真田町も周辺に広がらないのです。なぜ広がらないのかというと、これは簡単なことで、学校給食は既に制度化されていて、学校給食会というのが入って、全国どこにでも納入しているわけです。この学校給食会を排除しようと思ったら、教組をはじめ、教職員の関係のすべての団体を敵に回して戦いを勝ち抜かないと学校給食会から抜けることができないのです。学校給食会を排除するということによって初めて地産地消の学校給食が実現できるということだと思えます。同じようなことは、既存の組織という農協もそうですし、森林組合もそうですけども、京都の森林組合の話も、これは森林組合の中では非常に優秀なところで有名ですけども、他のところがそんなになるかといったら、まず絶対ならない。たった1つだけで、ほかに後を追いかけるところが何か所あるかなというような問題だと思えます。そういうような1人のカリスマがあらわれるのかどうかということと、主としてそういう理由だと思えますけど、全体的には組織が腐ってしまっているからそういうようなことの余地がない。それを打破する人ができたかできないか、そしてそれが皆さんから注目して応援してもらえるかどうか、その1個だけが持続するというので、広がるということにはならないというようなことで、相当難しいですよというようなことでございます。

【委員長】 広い意味での制度的な問題があるということですね。既存の枠組みができ上がっていて、それを破らないとこういうところが運動として始まらないと、そういうご指摘です。

【事務局】 委員のおっしゃるとおりだと思うので、少しでも広がり可能性があるのではないかというようなものを、実はこの3倍ぐらいいろいろ見てみたのですが、その中で私たちに、ちょっとここを工夫すれば非常に可能性があるのではないかと感じられるものを選んでみました。ただ、もちろん1人のカリスマとかの要素が非常に大きいということもありますし、これは非常に特殊な事例でとどまっているのではだめだなどと思ひまして、実は21ページを見ていただきましたけども、長岡京市の事例ですけども、

ここで企業が年間千万単位のキャッシュを出していただいて事業が展開しているということで、一方で、和歌山の、同じように企業の森づくりということで、違う形で所有者と森林組合と企業が連携して企業の森づくりが進んでいる事例もありますが、何となく見た目では同じような構図から始まっているようなのですが、どうも私たちが見るところで、協議会というものを絡ますことで非常に広がりが出ているように思いました。このあたりは1つの知恵なのかなという気がいたしました。

以上です。

【委員長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 3点あるのですが、1点目は質問なのですが、経営という以上、最終的には数字で議論できるような整理が必要だと思うのですが、不適正な利用をされている土地が何haあって、年間それを適正な状態で維持するために幾らかかるのかということ、日本全国で年間幾らかかるのかという相場観をまず持ちたいと思うのです。それが100億円なのか、1,000億なのか、1兆円なのか、それによって全然手法が変わってきて、きょうご紹介いただいたものはそれぞれ非常におもしろいのですが、足して1兆円の効果を出せるぐらいのパワーがあるのかどうかとか、それによって政策の組み合わせが変わってくるかなと思います。これは質問なので、もしお手元の数字で大体こんなものじゃないかというのが今わかるのであれば教えていただけるとありがたい。それが1点目です。

それから2点目が、先回りして参考資料2を拝見していたのですが、「土地の持つ公共の福祉」という言葉が出ていて、土地が公共財ですと。その土地が不適切な利用をされると外部不経済をもたらしますという文脈で、そういう専門用語を使っていませんけども、書かれていて、それはそのとおりだなと。外部不経済があれば市場原理は成り立たないので、その意味での政策的な関与というのは必然になるわけですが、まず一番最初に必要になるのは、ボランティアとか企業のCSRじゃなくて、不適切な利用をしている発生原因者を市場的に処罰するというのが本来あるべき姿で、そういう意味では、今日の事例でいくと、土浦市の空き地管理の話というのが、これは非常に先進的だと思うのですが、今地方だとかごみ屋敷の問題が結構あちこちで起きていて、条例をかけようとする動きも出てきていて、それと構造は同じだと思うのですよね。だから、こういうものができて先進事例があるのであれば、これの使い方をもうちょっと一般化というか、条例レベルじゃなくて、法律レベルでこういうことができないのかどうかということですよ。そ

の辺の検討がなされてもしかるべきかなと思います。そもそも所有者が動かないのに第三者がそれにお金を出すという、あるいは労力を提供するというのはおかしな話になるかなと思います。それが2点目です。

それから、3点目がエコロジカル・ネットワークとの関係なのですけれども、今2点目で申し上げたのは、外部不経済を出している土地の所有者が負うべき社会的な責任の問題なのですけれども、エコロジカル・ネットワークをつくる上では、外部不経済を出していない所有者も当然登場してくる。オランダの工場移転のケースというのはそういうケースだと思うのです。したがって、エコロジカル・ネットワークの話をしながら、片方で所有者権利の追求というものをうたい上げていくと、ではエコロジカル・ネットワークの場合はどうするのだという次の議論になってくるので、その整理が必要かなと。健全な利用をしている人もネットワークをつくる上で邪魔であれば排除するというのは別の論理が必要になってくる。ちょっと私自身、今答えはないのですけれども、その問題が少し混在化しているかなと思います。

以上です。

【委員長】 1点目については何か、どうですか、事務局。

【事務局】 これは大変重要な問題だと思いますけれども、例えば耕作放棄地が全国で何h aとか、そういうふうな数字はありますけれども、その管理に幾らかかるかとかというふうな検討はできておりません。

それから、参考資料1の3ページを見ていただきたいのですけれども、国土の国民的経営というのが再々言っていますように、ボランティアの話だけじゃないですよというのがあるものですから、本来の営みを通じた国土管理、すなわち基本的には産業政策の部分は、やっぱりこの部分が量的にはメインなのだろうなということでもあります。その意味では、ある種の国民運動的な側面が強かろうというふうに思います。手元に数値としましては、統計上、低未利用地と定義されているものは全国で13万h aですとか、耕作放棄地が38万h aですとか、ただこの定義は実はややこしいのですけれども、それから間伐の対象となる森林というのが800万h aですとか、そういうような数字はあることはありません。ただ、それが何兆円の、あるいは何千億の事業なのかという計算はできておりません。

【委員長】 間伐材のあれは1兆円かかるとか前にお話聞きましたよね。違いましたか。そういうデータは必ずしもない。今との関連ですか。

【委員】 ちょっと関連はするのですが、ほとんど新たな意見です。

【委員長】 では、ちょっと。今の経営の議論は、例えば委員とか、経営者の立場からいうと、何か以前お聞きしたような気がするのですが、そういう話はありませんでしたか。全国で間伐が届いていないところを間伐するとどの程度……。

【委員】 間伐だけじゃなくて、多分森林整備で、林野庁は2,000億という数字を出していたと思うのですが。

【委員長】 それぞれの、例えば農水でそういう数字がないのかどうか。実態としてこれだけあるというのではなくて、それをもし手を入れていないで守るとすると、これだけのコストがかかるというような計算がないのかどうかということは必要ですね。確かに経営というからにはバックデータを持てれば持っていたほうがいいですね。

それと、最後におっしゃったエコロジカル・ネットワークとの関係で、外部不経済は少なくとも出していないもの、それがまさに計画だろうと思いますし、計画に位置づけられたところに、例えばこの議論をやっていたときに、最終的に国の事業が入るといような側面も場合によっては考えられるような気がするのですよね。例えば関東で大きなエコロジカル・ネットワークをつくって、ここに大きな自然を残していきたい。そこを国、あるいは公共団体が自然を守る、そういう仕組みを事業としてやっていくという議論がありまして、例えば今、横浜市に米軍から戻っていく跡地があるのですが、そこをかなり広域的な森林として守るために国の公園的な位置づけができないかという動きをしておりますけれど、そういう話ともおそらくつながっていく議論だろうと思うのです。そういう特定の議論ではなくても、要するに計画に位置づけるということは、ある部分、そういうことも含んでいるというふうに私は考えているのですが、その辺はどうですか。

【委員】 計画に位置づければ、今存在しているものを直ちに撤去できるわけではないので、間に何かいろいろ入りますよね、規制なり誘導なりという。首都圏の工場は工業等制限法で制限したけれども、別になくなっているわけではないので、そういう意味では、計画だけだとエコロジカル・ネットワークは完成できない。将来、100年後にはできるかもしれないぐらいの期待感しか与えられないので、そのぐらいの速度であれば、自分だけ協力してもできないのであれば、あまり協力もしないだろうなということなので、多分インセンティブのつけ方だと思うのです。どのぐらいの気構えでやるかということに結局なってくると思うのですが。

【委員長】 先ほどのオランダの事例は、絵姿としてはわかるのですが、それはどういうプロセスというか、ツールでやったのかということまではわからないですか。そこま

できれば。

【事務局】 わかりません。そこまで調べないといけないと思っています。そこは国土の国民的経営をまさにどういうビジネスモデルにしていくかという話になってくると思っています。やはり保全の部分を非常に重視していくのかなとか、非常に限定的に何かプロアクティブにやっていく部分が出てくるのかなとか、そこは今後詰めていかなければいけないと思います。100年計画にするのか、5カ年緊急措置計画にするのかとか、そこも大事なところだと思います。

【委員】 私の知る限りで、オランダのケースは有償買収で、かなりの価格で買っているのです。だから、それを日本でやるとなると、さっきの何兆円かかりますかの世界になってくるのです。

【委員長】 わかりました。

【委員】 エコロジカル・ネットワークのところで発言すべきだったかなと思いながら、今第3点目というのがあったので、それに関連させて発言をさせていただこうと思ったところです。それは日本型のミティゲーションにこの考え方が使えないかということなのです。アメリカにノーネットロスというのを基調にしたミティゲーション、つまり開発をしたからにはマイナスがあればプラスをそれだけつくって、プラスマイナスゼロにすることですけれども、日本の場合は土地の値段が非常に高いこともあって、あるいは環境修復をやる候補地というのがなかなかいいところがなくて、コストもものすごくかかって、私の印象ではノーネットロスという考え方はちょっと無理かなというふうにも思っています。それに対してエコロジカル・ネットワークという考え方を確立して、ある環境計画のようなものができれば、その環境計画に寄与するというのもって環境代償措置にしていくということがあり得るのではないかというふうに私は思っています、そういう意味で、国民的経営という、国民が一般国民なのか産業界なのか、あるいは国も含めてなのかというところで、どうもこれは普通の国民に近いところかなというふうなところなので、的外れだとは思いますが、そういうエコロジカル・ネットワークをつくって、こういう将来像を描きます、そしてその中でどうしてもそれとは別に開発利用などによって、その環境に負荷を与えるということはこれからもあると思います。そのときに、こういうものに寄与してくれるのならば、それは環境アセスメント等で環境保全措置として認めていくというような考え方をとっていくと、だんだんエコロジカル・ネットワークというものが実現していくのかなというふうに思うので、そんな実現の仕方というものもあるのではな

いかということであります。

【委員長】 ありがとうございます。

それともう少し考え方を変えると、エコロジカル・ネットワークに直接つながるかどうかわかりませんが、イギリスのグリーンフィールド、そこには開発を基本的に入れないようにしようという、ある意味で規制的な方法なのですけど、ああいう考え方とドッキングしていくというようなやり方もありますね。

【委員】 どちらかという、今私が申し上げたのは、環境修復に近い、いわゆる保全するだけではなくて、積極的に修復をしていくという、今ないものをつくり上げていく、メカニズムとしてそんなものが使えないかということです。

【委員長】 ありがとうございます。

他にいかかですか。

【委員】 資料を十分読み込んでいないので、多分書いているのかもしれませんが、先ほど事務局がおっしゃったように、畳むときの議論にエコロジカル・ネットワーク等の考え方が使えるということなのですが、ここで紹介されている事例、どちらかという、アクションを起こして管理するということが多いと思うのですが、全くアクションを起こさないでできるだけ省力化というか、お金もコストもかけないでやれる事例というのをもう少し普遍的に出していったらどうかというふうに思います。私事ですが、この6月に母親を亡くして、父親が今度1人で住むようになって、離れた静岡に住んでいるわけですが、毎週帰って、おやじとおふくろが住宅地の真ん中で勝手につくっていた畑を何とかしようというふうにやっているのですが、もうとても無理だと。周りはきれいな家が建っていますから、そんなところで畑をやっていたら蚊も発生するし害虫も出て迷惑になっていると。以前はおふくろがそれを丁寧に駆除して、周りの人に枝豆とかそういうものを渡して皆さんのコンセンサスをとっていたのですが、それもできなくなった場合にどうしようかなと。インターネットを見てもそんなものはどうやったらいいかというのはあんまり書いていませんし。最終的にそれをどうするかというと、少子化がどんどん進んでいるものですから、周りはどんどん駐車場になっていて、それも100%利用されていない駐車場になっていくということで、ほんとうにそういうような不動産の利用の仕方でいいのかなというふうに思っています、一方で、東京では土地がなくて土地の値段が上がっているのですが、地方都市では少子化を反映して、都市がどちらかという小さくなっていくと。そういうことを前提に、放っておけばうちもごみ屋敷になってしまうのかもしれま

せんけれど、何とかそれをやるにはどうしたらいいかと。すみません、個人史の話をしたのですが、そういうような身近な事例でも、できるだけ国土を痛めないような、かつお金をかけないような利用の仕方というのを、ミクロでもその所有者にわかりやすいようなP Rの事例がないか、あるいはマクロでも、こういうような推進に向けてという提言の中でも、そういう視点で考えてはいかがかなと思いました。

以上です。

【事務局】 それにつきましては、資料集の15ページを見ていただきますと、事情はいろいろ違うのかもしれませんが、世田谷が随分古くから地主さんに働きかけをしまして、空き地を公園として市が借りて、管理はその周りの住民なりNPOをお願いしているという事例、これは組織的なものとして行っていて、197カ所がこのような広場として使われているということだそうでございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。ただ、1点言えるのは、私の育ったところでは子供の数も随分減っていて、遊んでいる子供、学校に行っている子供も、ものすごい老人の町になっていると。老人にももちろん公園が要るのでしょうけど、ほんとうにそれでいいのかなという、庶民的な感覚で感じております。

【委員長】 ここでは子供用の公園にしているのですが、おそらく高齢者が使う土地利用としてあるコミュニティで、使っていくというところもあるやに聞いてございます。今年でしたか、地域管理主体による制度化の議論があって、私は、今、別のところでいろいろ議論をしてはいるのですが、そういう地域管理をする主体をどのように位置づけて、そういう活動がより一般的にできるような仕組みにするかということとの議論につながっていくのではないかと。その地域主体が、あるところでは公園、あるところでは高齢者が農地として運営していくとか、それぞれの地域地域にそういう主体が出てくることが考えられる。それはおそらく先ほどの協議会、その話とも結びついていって、場合によっては景観法に基づく景観協議会というものが制度化されておまして、景観協議会はまだまだ数としては少ないと思いますけれど、耕作放棄地や何かに対応する権限を持っておりますので、そのような既存の制度による組織、あるいはこれから動くであろう主体づくりと、このような国土の国民的経営との関係をどのように考えていくかということも1つの議論ではないかと思っております。

【委員】 中山間地の農地にかかわることで、先ほど委員の言っておられたこととも関連するが、基本的には、私は労働力の問題と、こういう多様な形でやる場合のマーケット

の問題だろうと思う。今農村部で進められているグリーンツーリズム等でも、既にお客さんの奪い合いになっていて、うまくやったところはお客がくるのだけれど、ちょっと離れた隣町でもうまくいかない人がこない。この管理の労働力がいろんな形で、いわば自由競争のもとで呼べるところは呼ばばいいという形でやると、獲得できるところとできないところで資源の管理状態が非常に違ってくる。それも広域で差ができるのではなくて、非常に狭いエリアでも出てくる。こうしたときに、うまくいかなかったところをどうするかについての基礎的な対策が必要ではないか。中山間地の労働力が非常に乏しくて、猫の手もかりたいというところに、多様な主体が入ってくるというのはいいのだけれど、トータルに資源を確保していく、保持していくという点では、自由競争だけでは不十分である。国民的経営というのであれば、入ってこない部分をどうするかということケアしていかないと非常に部分的なシステムになってしまうのではないかと思う。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 国民的な国土管理参加に関して、特に森林に関して、先ほど委員がおっしゃられた、だれかカリスマのような人が1人いてという話なのですが、それとともに、企業が特に森林に関してかかわってきたときに、目立つところをみんな選んでしまうのです。実は私、今日ちょっとおくれたのは、きのう1日、四万十川の上流にずっと入ってしまっていて、企業がある町の山にお金を出して管理をしたいということでいろいろご相談に乗らせていただいていたのですが、道の駅から見えるところで、パターンが決まってくるわけですね。偶然私に声をかけていただいたので、そこを使いながら地域の森林組合に新しい安いコストで管理する技術を覚えていただいて、それを普及させていこうというきっかけづくりをさせてくださいということで企業にお願いをして、そういう結果を情報発信しましょうという、そういうふうな形で少しまとめてきたのですが、最近、私、林業以外のところから森林にお金が入ってくる仕組みをどうつくるかということはこの2年間ぐらいずっといろいろな仕組みを考えてやっているのですが、そこでコーディネートする人を、さっきの資料2の7ページのところに農業のを中心にして書いてあるのですが、コーディネートする方をどう育成していくかというのが非常に大事になってくると思うのです。それがしっかりしていないと、ほんとうに目立つところだけやって終わりという形になってしまって、企業の取り合いみたいなことで終わってしまうというふうな形になってくると思うのです。

もう1つ、企業に対して私どもが一番困るのは、前回もお話ししたのですが、その企

業に対してお返しするものを、何をつくっていくかということで、企業が森林を管理するときに絶対的に今後考えていただきたいのは、その行為をどう評価していくか。それをしっかりとした評価論なり、あるいは社会的な制度の中に組み込んでいくというのが、例えば先ほどの森林管理の、2,000億がもし要とするならば、そこに企業がある程度出してくれるのであれば、一番安いこと何だろうと思うのです。それは社会制度の中にしっかりと何らかの形で企業に対して返すものをつくっていく必要があると思うのです。もう1つは、そういう制度ができてくれば、既存の森林を持っている者たち、つまり我々ですね。林業者自体に対しても非常に評価がもらえるようなことになっていく。それで両方で活性化していくのだろうというふうに思うのですが、そういう社会的な制度なしにして、ただ企業にお金を出してもらおうとか、それに何らかのちょっとした評価を与えていく。最初の入口はいいのかもしれないけど、それが普及していく過程の中では先が見えているような気がするのです。それをほんとうに国民的にみんなで動いていくというのは、そういう制度としてしっかりと森林管理に対して何かの評価をしていくということをやらないと無理なのだろうというのが最近の私の経験なのです。

もう1点、企業がお金を出さずだけでなく、不良債権化した土地をやっていくファンドのような形も森林で可能性はないだろうか、そういうファンドの方々と話をしていると、あの手のものというのは金額が大きいのです。最低50億から100億レベルの森林を集めてくださいと。そうしたら1%ぎりぎりまでうまくいくでしょうというふうな話になってくるわけです。さまざまな方法を考えて、ひょっとしたら回るのではないかとと思うのですが、今度は集まってこないわけですね。そういうものに出していく形のインセンティブみたいなものを集めていく。今までのように小さな所有者をちょっと集めていくというのではなくて、わっと大きな単位で1つの集団化をしていくような仕組みというものを考えていないと、日本の森林というのはちょっと先がないような気がしております。

【委員長】 最初おっしゃっていただいたのは、先ほどの委員の話とある部分つながる議論ですよ。そのことがどういう効果、経営上、どういう意味合いを持っているのかということがあるところ数字で出てきて、そのことが評価できるという、そういう枠組みをつくる必要があるのではないかという話ともつながってきますよね。

【委員】 例えばCO₂だけに限っても、国内だけのキャップ制でもつくって、取り引きというか、日本国内の森林の吸収量を企業の排出量とバーターできるような形をちゃんと認めてというような、最低でもそういうところがない限り難しいのだろうと。ただ紙だけ

というか、やりましたよという言葉だけでは先が見えているなという気がします。

【委員長】 ほぼ予定の時間にきてございますが、ほかにご意見、重ねておありの方はいらっしゃいますか。

それでは、この辺で議論を終わらせていただきたいと思います。この後、事務的なお話があると思いますので、それについて事務局からお願いいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。

今回は、国土交通省3号館です。10階共用会議室Aにおきまして、9月14日、10時から、午前、午後、長時間にわたって恐縮ですけども、15時半まで開催させていただきます。

議題は、国土利用計画改定に関する関係省へのヒアリングでございます。環境省、国土交通省、経済産業省、農林水産省であります。本日の議事録は速やかに事務局にて作成いたしまして、ご了解いただいてから校了いたします。

それから、9月14日の次の委員会につきましても、10月の後半から11月の前半を目途にこれから日程をお伺いしたいと思いますので、後日よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、よろしければお席に置いていただければ、後ほどお届けいたしますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【委員長】 今回は10時から15時半とっていますが、午前と午後分かれるのですか。

【事務局】 はい、分かります。

【委員長】 午前は10時から12時、午後は？

【事務局】 1時半から3時半というふうに考えております。

【委員長】 午前だけご都合つく方も、午前は出ていただければいいですね。そういう話でよろしいですね。

【事務局】 はい。4省のヒアリングを1時間ずつ行いますので、片一方だけでもご都合がきましたら。

【委員長】 午後だけ出られる方は1時半に来ていただいて。そういうことですので、よろしく申し上げます。

それでは、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —